

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 (抄)

平成 16 年 6 月 4 日
閣 議 決 定

はじめに 日本経済の現状と構造改革が目指すところ

1. 日本経済の現状と課題

(改革成果の拡大と集中調整期間の仕上げ)

平成 16 年度は、集中調整期間の仕上げの年であり、バブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつける。「金融再生プログラム」を着実に推進し、不良債権問題を終結させること等により、金融システムを強化するとともに、中小・地域金融機関の機能強化を図る。同時に、早期のデフレ克服を目指し、政府・日本銀行が一体となって政策努力を行う。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針 2003」という。)など、これまでに策定されてきた施策を引き続き着実に実行し、これに加えて地域再生や雇用政策に一段の努力を行うことにより、改革成果を日本の隅々にまで浸透させる。

(中略)

2. 「集中調整期間」から「重点強化期間」へ

平成 17 年度以降の課題は、「官から民へ」、「国から地方へ」といったこれまでの改革についてより本格的な取組を行うとともに、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤を確立することである。平成 17 年度及び平成 18 年度の 2 年間で「重点強化期間」と位置づけ、日本銀行と一体となった政策努力によりデフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る。このような取組の結果、平成 18 年度以降は名目成長率で概ね 2%程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる。

「重点強化期間」における主な課題は次のとおりである。

(中略)

第三に、民間の成長力を強化するための改革(「民の改革」)を行う。人口減少と

いう我が国経済社会の大変化に向けて、経済社会の更なる発展のための戦略をとりまとめる。また、「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定し、不良債権問題への対応から脱却して、金融・証券市場の構造改革と活性化により、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済社会の新たな成長に向け、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されることを目指す。

（中略）

第1部 「重点強化期間」の主な改革

3. 「民の改革」の推進

（3）金融システムの一層の改革の推進

- ・ 集中調整期間の終了後も金融セクターにおける構造改革の手綱を緩めることなく、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済成長の基盤とするため、重点強化期間を対象とした「金融重点強化プログラム」（仮称）を平成16年末を目途に策定する。
- ・ 「金融重点強化プログラム」（仮称）により、バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却して、以下の5つを柱とする金融行政への積極的転換を図る。

①強固で活力ある金融システムの構築

②金融機関の自主的・持続的な取組による経営強化

③地域活性化・中小企業再生に貢献する地域金融や中小企業金融の構築

④利用者のニーズに対応した多様で高度な金融サービスの提供

⑤金融実態に対応した取引ルール等の整備とその下での利用者の安心の確保

こうした金融行政の下、民間金融機関等の創意工夫により、経済社会の新たな成長に向けて、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

（中略）

第3部 経済財政運営と平成17年度予算の在り方

1. 経済財政運営の考え方

（1）今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

（当面の経済財政運営の考え方）

- ・ 金融分野においては、平成16年度末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させるとともに、中小企業の再生と地域経済の活性化を推進するため、リレーションシップ・バンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を図る。また、産業・金融の一体的再生を図るため、産業再

生機構等の積極的活用を促し、整理回収機構（RCC）についても中小企業等の集中的再生に向けた一層の活用を図る。さらに、投資商品の多様化・投資家保護の拡充や市場を通じた企業のガバナンス向上など、金融・証券市場の構造改革と活性化に取り組むとともに、平成 16 年末を目途に「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定し、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

（以下略）

構造改革と経済財政の中期展望－2004 年度改定(抄)

平成 17 年 1 月 21 日
閣 議 決 定

2. 経済財政状況

「集中調整期間」(2002 年度～2004 年度(平成 14 年度～16 年度))は、巨額な不良債権と名目、実質ともにマイナス成長(2001 年度(平成 13 年度))という厳しい経済環境から出発した。しかしながら、この 3 年間の政策努力を通じて、不良債権問題の終結に向け、着実な進展がみられるなど、我が国経済は長期停滞から民間需要中心の成長に移行した。

(中略)

- ・ 構造改革の点では、主要行の不良債権比率は、「金融再生プログラム」に基づく半減目標の達成に向け、順調に低下してきているなど、不良債権問題の正常化に向けた着実な進展がみられる。また、企業・産業と金融の一体的再生、創業・起業の活性化、規制改革の進展等を通じて、停滞産業から新規産業へ資源が移動し、成長産業では力強く事業が拡大するなど、日本経済のダイナミズムは甦りつつある。

(中略)

4. 構造改革への更なる取組

(金融システムの重点強化)

重点強化期間を対象とした「金融改革プログラム」に基づく諸施策の実施を通じて、金融サービス利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られ、地域経済にも貢献できるような金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力によって実現することを目指す。

(以下略)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(抄)

平成17年6月21日
閣議決定

第1章 日本経済の現状と今後の課題

1. “バブル後”を抜け出した日本経済

(中略)

足下の日本経済に目を転じると、平成16年度までの集中調整期間における構造改革の進捗によって、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、民需主導の経済成長が実現しつつある。

集中調整期間においては、主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、不良債権問題を正常化させるとの目標を掲げ、取組を進めてきた。その結果、目標が達成され、金融システムが安定化することで、平成17年4月のペイオフ解禁も混乱なく実施された。また、企業部門において過剰雇用・過剰設備・過剰債務の解消が進み、体質強化と収益力向上が実現している。

(中略)

平成17年度においても、我が国経済は引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれる。いまだ緩やかなデフレが継続し、地域間の回復にばらつきがみられる等の課題があるものの、日本経済は“バブル後”と呼ばれた時期を確実に抜け出したと言える。いよいよ「攻めの改革」に踏み出すときを迎えている。

このように、平成18年度までの2年間（重点強化期間）は3つの意味で重要である。第1に、新しい躍動の時代への扉を開くことができるかどうかの岐路としての期間であり、第2に、これまで取り組んできた構造改革に目処をつけるための期間であり、第3に、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るための期間である。

(中略)

第4章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために—活性化のための政策転換—

(中略)

(2) 金融システム改革

- ・ 利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する「金融サービス立国」を実現するため、「金融改革プログラム」に基づき、別表2の(2)の施策等を「工程表」に従って着実に実施する。

(中略)

<別表2>

(金融システム改革の推進)

- ・ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」(仮称)について、金融審議会の「基本的考え方」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。
- ・ 地域の再生・活性化と中小企業金融の円滑化等を促す観点から、中小・地域金融機関による間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図る。また、金融機関による担保・保証に過度に依存しない融資を促進する。
- ・ 我が国金融の質的向上や不良債権問題の再発防止等に資するよう、金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化のための監督上の枠組みを構築する。
- ・ 国際的な市場間競争の高まりに対応して、我が国金融市場をアジアの金融拠点とすることを視野に入れ、金融商品・サービスの多様化等の構造変化に対応した市場インフラの整備等を通じて、国際的地位の向上を図る。

平成17年度金融関係税制主要改正事項

- **タンス株の特定口座への持込期限の延長**
 - ペーパーレス化（株券不発行制度）の実施時期まで延長。
 - みなし取得価格による預入れは廃止。
 - 貸し株の際の返還株式等を特定口座への預託対象とすることも含む。

- **金融証券税制**
 - 金融先物・オプション取引、及び外国為替証拠金取引に係る課税方式の整理。
（雑所得総合課税⇒雑所得分離課税）
 - 上場株式の滅失損をみなし譲渡損として扱う。

- **火災保険等の異常危険準備金の積立率の引上げ**
（現行3%⇒4%）

- **協同組織金融機関（信金・信組）に対する貸倒引当金に係る特例措置（116/100割増）の延長**

- **企業再生の円滑化を図るための措置（債務免除益課税の軽減）**

民事再生法の再生計画認可の決定等又はこれに準ずる再建計画（適正な資産評価に基づく貸借対照表を基礎として債務免除額が定められていること等一定の要件を満たすものに限る。）の合意があった場合に、債務者である法人について、次の措置を講ずる。

 - (1) その有する資産の評価損及び評価益の計上を行う。
 - (2) 上記(1)の適用を受ける場合には、繰越欠損金のうち青色欠損金等以外の欠損金を優先して控除（債務免除益等の額を限度）をする。

その他の改正事項一覧

(証券)

- 非居住者等の国債保有に係る税制優遇措置の要件の緩和
- 日米租税条約に基づく優遇税率の適用に必要な居住者証明書提出に係る特例の創設
- 上場会社等による自己株式の公開買付による場合の、みなし配当課税の特例措置の適用期限の延長
- エンジェル税制(特定中小会社の株式の譲渡益に対する2分の1課税の特例措置)の適用期限の延長
- 大幅な株式分割・単元の括り直しによる新株券に係る印紙税の非課税措置の適用期限の延長
- 特定目的会社及び投資法人による不動産取得に係る不動産取得税の軽減措置の適用期限の延長

(金融)

- タックスヘイブン対策税制の合算課税済留保金額の損金算入可能期間の延長(5年→10年)
- 退職年金等積立金に係る特別法人税の課税停止措置の適用期限の延長
- 優先出資の分割に係る優先出資証券の印紙税の非課税措置の適用期限の延長
- 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の適用期限の延長

(保険)

- 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持
- 破綻保険会社等から承継保険会社が不動産を取得した場合の不動産取得税・特別土地保有税の非課税措置の恒久化
- 破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の適用期限の延長

(その他)

- 「産業活力再生特別措置法」に基づく特例措置(事業革新設備の特別償却措置、繰戻還付の適用特例、不動産取得税の軽減)の適用期限の延長

「金融税制に関するスタディグループ」

開催実績

	開催日	テーマ
第1回	平成16年 3月25日(木)	これまでの検討の経緯 金融商品課税の一体化
第2回	平成16年 4月21日(水)	金融商品の多様化
第3回	平成16年 5月24日(月)	海外の金融商品課税
第4回	平成16年 6月 2日(水)	金融インフラの進展
第5回	平成16年 6月23日(水)	金融商品の国際化
第6回	平成16年 7月14日(水)	貯蓄から投資
第7回	平成16年 9月15日(水)	金融商品の展望
第8回	平成16年10月13日(水)	年度改正要望の説明
第9回	平成16年12月22日(水)	年度改正結果報告
第10回	平成17年 5月17日(火)	金融商品課税について
第11回	平成17年 5月31日(火)	配当課税について
第12回	平成17年 6月13日(月)	金融技術革新と税制
第13回	平成17年 6月28日(火)	ファンド課税について

資料 9-5-1

小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」

ホームページアドレス

<http://www.fsa.go.jp/syouhi/syouhi/kurashi/index.html>



資料 9-5-2

学校における金融教育の一層の推進に資するための中学・高校生向けの金融に関する副教材

ホームページアドレス

<http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/index.html>

インターネットで学ぼう

わたしたちの生活と金融の働き

ようこそ、中学生・高校生のみなさん!

ここは、経済や金融、証券や保険のことを学ぶホームページです。
経済や金融というと、みなさんは「むずかしい」って思うかもしれませんが、
証券や保険って、言葉は聞いたことはあるけど、どういうものなんだろう?

これらはみんな、ふだんの日常生活でも、
これから社会人として生活を営んでいく上でも、とても大切なこと。
このホームページでは、そのしくみや働き、役割をやさしく説明します。
毎日の新聞記事やテレビに出てくることも少しずつ分かってくるので
だんだんと勉強に自信がついてきますよ。
それじゃ、たのしく学んでいきましょう。



入門編

主に中学生向け

基礎編

主に高校生向け

用語集

サイトMAP

リンク

教師

平成10年改訂の中学校学習指導要領（社会科、技術・家庭科）及び平成11年改訂の
高等学校学習指導要領（公民科【現代社会、政治・経済】、家庭科）に対応した内容になってい

本副教材に関するご意見・ご要望については、次のアドレスに送付してください。 fukukyouzai@fsa.go.jp
なお、教師の方からの授業実践例の送付もお待ちしております。

金融庁

金融庁/Financial Services Agency. The Japanese Government Copyright(c)2000 金融庁 All Rights Reserved.

資料 9-5-3

高校卒業生向けのパンフレット「はじめての金融ガイド」

ホームページアドレス

<http://www.fsa.go.jp/syouhi/syouhi/kou3.pdf>



資料 9-5-4

金融経済教育懇談会所属委員等名簿

平成17年6月現在

委員	生島 ヒロシ	キャスター
委員	大島 克己	三鷹市教育センター所長
委員	神戸 孝	F P アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役
委員	島田 一郎	世田谷区立砧中学校教諭
委員	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
委員	西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
委員	野中 ともよ	ジャーナリスト
委員	藤沢 久美	(株) ソフィアバンク副代表
委員	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
委員	山本 恒夫	八洲学園大学生涯学習学部教授
委員	横山 正	全国公民科・社会科教育研究会会長

[計11名]

オブザーバー 文部科学省

オブザーバー 金融広報中央委員会

(敬称略・五十音順)

金融経済教育懇談会の経過

第1回会合

平成17年3月3日（木）

- 自由討議

第2回会合

平成17年3月28日（月）

- 社会人・高齢者段階について

第3回会合

平成17年4月25日（月）

- 初等・中等教育について

第4回会合

平成17年5月24日（火）

- 諸外国の状況について
- 媒体・伝え方について

第5回会合

平成17年6月13日（月）

- 媒体伝え方について
- 論点整理（案）について

第6回会合

平成17年6月21日（火）

- 論点整理（案）について

第7回会合

平成17年6月30日（木）

- 論点整理（案）について

金融知識普及等を目的として金融関係団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
16/7/ 1	日本ファイナンシャル・プラン ナーズ協会	16/9	FP フォーラム in 幕張
16/7/ 1	日本教育新聞社 金融知力普及協会	16/7	教育ソリューションフェア 2004～ファイナ ンスエデュケーションデー
16/8/25	日本証券業協会	16/10	証券投資の日
16/8/27	金融広報中央委員会	16/10～17/3	「全国キャラバン金融講座」
16/9/ 3	日本ファイナンシャル・プラン ナーズ協会	16/11	「FP の日（全国一斉 FP フォー ラム）」
16/9/13	全国公民科・社会科教 育研究会	16/10～16/12	「学校における経済・金融教育セ ミナー」
16/12/21	(株)東京証券取引所 (株)読売新聞社	17/3～17/10	暮らしの中の証券投資
17/1/11	(社)投資信託協会	17/2	投信フォーラム2005
17/1/28	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (社)投資信託協会 (社)証券広報センター	17/2～3	春季イベント 「証券投資セミナー」
17/2/10	(株)東京証券取引所	17/4/29	「東証アカデミー開校1周年記 念シンポジウム」
17/2/17	京都大学経済研究所	17/3/12	京都大学経済教育シンポジウム
17/2/25	日本ファイナンシャル・プラン ナーズ協会	17/5	FP フォーラム in 東海
17/3/12	(株)日本経済新聞社	17/10～18/3	第6回日経 STOCK リーグ

17/5/9	(財)生命保険文化センター	17/4~17/11	第43回中学生作文コンクール
17/5/11	金融広報中央委員会	17/7/29	「教員のための金融教育セミナー」
17/5/12	(株)産業経済新聞社	17/6/11	マネーフェスタ 2005 in TOKYO
17/5/17	金融広報中央委員会	17/11 中旬	第38回全国中学生「おかねの作文」コンクール
17/5/17	金融広報中央委員会	17/11 下旬	第3回「金融と経済の明日」高校生小論文コンクール
17/5/17	金融広報中央委員会	17/12 月上旬	第2回「金融教育を考える」小論文コンクール
17/5/25	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (社)投資信託協会 (株)ジャスダック証券取引所	17/6/20	社会的責任投資(SRI)シンポジウム
17/6/8	金融知力普及協会	6/21	「今こそ!金融経済教育を」
17/6/20	日本証券業協会 (株)東京証券取引所	17/4~18/3	株式学習ゲーム
17/6/20	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	17/11	「FPの日(全国一斉FPフォーラム)」